

一般廃棄物処理手数料の免除基準

1 規則第23条第2項に規定する社会福祉事業、環境美化活動その他公益を目的とする活動を行うもので市長が特に必要と認めるものである場合とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉法（法律第45号）第2項に規定する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業のうち、公益を目的とする事業を行うものである場合
- (2) 市民及び市等が主体的に実施する環境美化を目的とした活動を行うものである場合
- (3) その他前2号に準ずる場合

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年6月1日から適用する。